

保護者のみなさまへ

# 就学援助制度のお知らせ

三島市教育委員会

三島市では、お子さまが等しく安心して学校生活がおくれるように、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの一部を援助しています。これを「就学援助制度」といいます。

## 1 援助を受けることができる人

学校納付金等が払えない状況にあるなど、就学が困難である児童生徒の保護者で、生活保護を受けている人（「要保護者」といいます）、又は、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる人（「準要保護者」といいます）です。



【参考】対象となりそうな人の世帯における年間所得額の目安

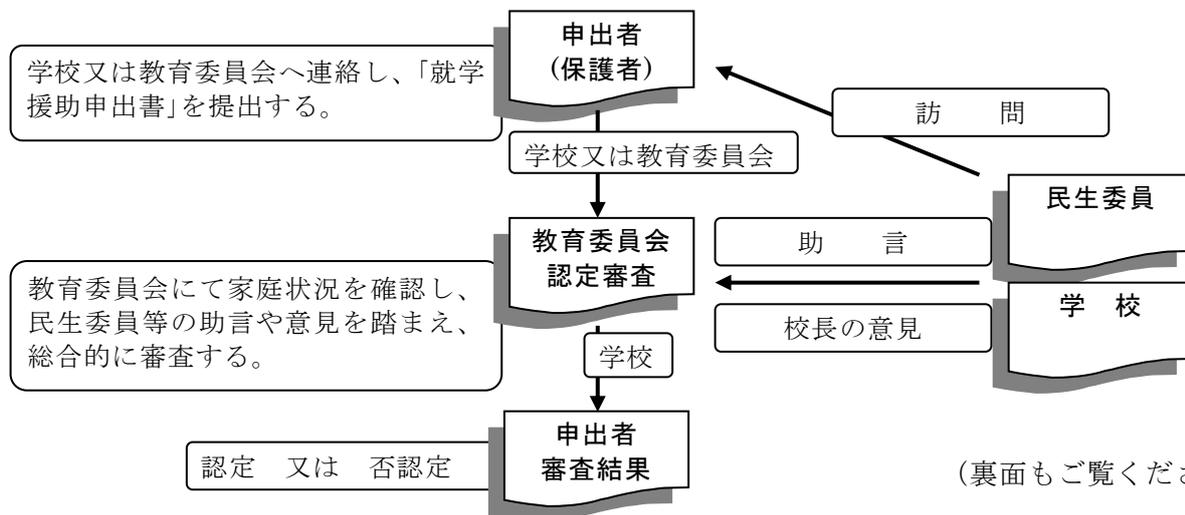
世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年間所得額	177万円	241万円	297万円	354万円

- 就学援助は、所得額による一定基準だけで援助の可否を決定するものではありません。上記の世帯構成と年間所得額はあくまでも目安であり、世帯における実際の家族構成や収入状況等により、対象となる世帯の年間所得額は異なります。
- 世帯とは、世帯分離・学生・単身赴任等の同居の有無にかかわらず、児童生徒と生計を一にする者全員をいい、年間所得額とは、給与所得控除後における世帯員全員の所得合計額をいいます。
- 親族等から援助を受けている場合や、勤労収入以外の収入等がある場合は、所得が少なくても援助を受けることができない場合があります。
- ひとり親の世帯であっても、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められない場合は、援助を受けることができません。

## 2 援助の申し出と認定

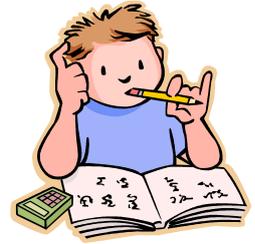
援助が必要な人は、学校へ連絡のうえ、「就学援助申出書」に家庭の状況や申し出理由等を記入して学校へ提出ください。（それぞれの該当する小・中学校にお子さんの人数分を提出ください。）必要に応じて民生委員が家庭を訪問させていただきます。

民生委員の助言や校長の意見などを踏まえ、教育委員会にて収入の状況や家族構成等を確認しながら、要保護及び準要保護の対象となるか総合的に審査し、認定の可否を決定します。



### 3 援助の内容

準要保護者として認定されると、学校を通じて、年2回又は3回に分け次の金額が援助（支給）されます。



【参考】令和5年度援助金額（金額は年度によって変更されます。）

支給対象費目	対象学年	小学校	中学校	備考
学用品費	全学年	11,630円	22,730円	定額を支給
通学用品費	2年～	2,270円	2,270円	定額を支給
通学費	全学年	実費	実費	基本児童4km生徒6km以上
修学旅行費	実施学年	22,690円(国基準)	60,910円(国基準)	対象経費の実費を支給
校外活動費(無泊)	実施学年	1,600円(上限)	2,310円(上限)	対象経費の実費を支給
校外活動費(有泊)	実施学年	3,690円(上限)	6,210円(上限)	対象経費の実費を支給
新入学学用品費	1年	54,060円	63,000円	定額の支給
新入学準備金	次年度1年生	54,060円	63,000円	次年度1年生(条件あり)
学校給食費	全学年	現物支給	現物支給	教育委員会から直接払
医療費	該当者	実費(医療券)	実費(医療券)	対象疾病の治療

○ 上記は、1年間継続して認定された場合に援助される金額です。年度途中における認定や取り消しの場合は、月割りの金額等により援助されます。

○ 表中の「実費」とは、支給対象費目について保護者が実際に支出した援助の対象となる経費のことで、「上限」とは、援助金額の上限をいいます。

○ 新入学学用品費は、4月中に認定される1年生に援助されます。又、医療費は、学校で治療の指示を受けた指定の疾病について、医療券を交付します。

### 4 申し出にあたってご注意いただくこと

就学援助制度の適正、円滑な執行のため、次の点についてご理解とご協力をお願いします。

- 年度替りにおける自動継続はできません。引き続き援助を希望する人も、必ず申出書を提出してください。(既に提出されている人は必要ありません。)
- 申出書に記入いただいた事項が事実と異なるときは、援助の対象となりません。
- 住宅ローンや自動車ローン、習い事への出費などについては、経済的にお困りである事情として認められません。
- 税の未申告等により収入状況を確認できないときは、認定されない場合があります。
- 必要に応じて、所得証明書等の提出をお願いする場合があります。
- 経済的にお困りになるような理由が発生した人は、年度の途中でも申し出ができます。

4月からの援助を希望する場合は、遅くとも3月末日までに、各学校へ申出書を提出してください。

※この制度は、学校納付金を免除するものではなく、学校納付金の一部を援助するものです。学校納付金は、各学校の指定した期日までに必ず全額を納めてください。

※援助金を生活費等へ充当することはできません。

※認定後、生活保護を受けるようになった場合や、経済状況が好転した場合は、速やかに学校へ申し出てください。

問い合わせ先  
三島市立中郷小学校  
事務室 ☎977-1052  
教育委員会学校教育課  
学務係 ☎983-2670